

永住許可に関するガイドラインにおける就労資格に該当する「特定活動」について

永住許可の法律上の要件である「その者の永住が日本国の利益に合すると認められること」について、原則として引き続き10年以上本邦に在留し、この期間のうち就労資格又は居住資格をもって5年以上在留していることが求められます。

「特定活動」については、入国・在留目的に応じて、個々の外国人ごとに活動内容が指定されるものであるため、就労資格に該当するか否かは指定内容によることとなります。

「特定活動」のうち、どの活動が就労資格に該当するかについて、基本的な考え方及び主な例を以下のとおり公表します。

1 基本的な考え方

就労が認められている活動であっても、在留資格として専門的・技術的分野に属するものと評価できない場合や制度上在留期間の更新に制限があるような場合には、就労資格には該当しません。

2 主な例

(1) 就労資格に該当するもの

ア 特定活動告示に規定されている活動

- ・ 告示6号（アマチュアスポーツ選手）
- ・ 告示8号（国際仲裁代理）
- ・ 告示36号（特定研究等活動）
- ・ 告示37号（特定情報処理活動）
- ・ 告示46号（本邦大学等卒業者）

イ 特定活動告示に規定されていない活動

- ・ E P A看護師及びE P A介護福祉士
（E P A看護師及びE P A介護福祉士の候補者として在留している期間は含まれません。）

(2) 就労資格に該当しないもの

ア 特定活動告示に規定されている活動

- ・ 告示5号及び5の2号（ワーキングホリデー）
- ・ 告示9号（インターンシップ）

イ 特定活動告示に規定されていない活動

- ・ 本邦の高等学校卒業後に就職した者